

新型コロナウイルス感染症に関連したお知らせ

料金のお支払いについて猶予が適用されることがあります

大津市企業局から水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及びびわ湖ブルーエナジー株式会社を小売事業者とするガス料金の請求を受ける方で、次に該当する場合は納付期限の延長や納付の猶予が適用されることがあります。

【個人のお客さまで対象となる方】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けている方
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金の支払に困難をきたしている方

【法人のお客さまで対象となる方】

- ◆国、県、市等が実施する新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度を利用されている方

お問い合わせ先 水道料金、下水道使用料、ガス料金のことは
お客様センター ☎077-528-2603
 下水道事業受益者負担金のことは
下水道施設課 ☎077-528-2765

水道水には影響ありません

一般的に、塩素による消毒はウイルスに対して効果が高いとされています。企業局では法令に定められた適切な塩素消毒を実施しており、水道水を介してウイルスに感染することはありません。これまでどおり、安全にお飲みいただけます。

お問い合わせ先 水質管理課 ☎077-524-1644

不審な訪問にご注意ください

市からの委託を装った不審な訪問にご注意ください。

- ◆「市からの推奨を受け、水道管の新型コロナウイルスの検査をしているが検査を受けないか」
- ◆「新型コロナウイルスが水道水に含まれていないか調査している」
- ◆「水道管の除染が必要なので作業を受けないか」

企業局ではこのような検査や作業でお客様のお宅を訪問することはありません。企業局の職員または委託業者等の社員を名乗る訪問があった際には、まずは身分証明書の提示を求め、安易に家に入れないでください。

お問い合わせ先 お客様センター ☎077-528-2603

6月1日～7日は水道週間です

水道は、私達の健康で快適な生活に欠かすことのできないライフラインの一つです。その水道に関する理解と関心を深めていただくため、6月1日(月)から7日(日)までの1週間、第62回「水道週間」が全国一斉に実施されます。この機会に水道水について考えてみてください。

例年、大津市では、水道週間のイベントとして浄水場を一般公開していましたが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。

水道水についてのためになる知識をパイプライン116号やホームページにも掲載しています!



雨水をタンクにためて有効活用&節約 雨水タンクの設置費用を助成しています!



雨水タンクを使うことは、節約ではありません。たくさんの人が設置し雨水を貯めることで、街の中に小さなダムがたくさんでき、大雨のときの浸水被害を少しでも減らすことができます。小さな雨水タンクでも、集まれば大きな効果を生み出すことが可能です。安心して暮らせる街づくりのために、ぜひこの制度をご活用ください。

雨水タンクは **飲料水以外のもの** に使えます。

- ・畑や花壇の水やり
- ・金魚やメダカなどの水槽
- ・アウトドア用品の洗浄
- ・暑い日の打ち水



雨水タンク▶



雨水貯留施設 (貯留タンク100ℓ以上) 助成制度

対象建築物	戸建住宅、集合住宅、事業所など(※1)
対象区域	大津市公共下水道事業計画区域内(※2)
申請回数	1回
対象経費	本体及び付属品の購入費
助成金額	対象経費の2/3
	100ℓ以上150ℓ未満 上限 25,000円
	150ℓ以上200ℓ未満 上限 35,000円
	200ℓ以上 上限 40,000円 (建築物1棟につき1基まで)

※1 販売や展示を目的とした建築物は除きます。
 ※2 葛川学区全域と小松、木戸、和邇、南郷、大石、青山学区内の一部地域は含まれません。

注意点

決定書交付前に購入・設置したものは補助の対象になりませんので、購入前に必ず申請してください! 申請者は建物の所有者または所有者の同意を得た使用者に限ります。申請書は下水道施設課、市民センターで配布しています。企業局ホームページからでもダウンロードできます。



お問い合わせ先 下水道施設課 ☎077-528-2765

水道管の洗浄作業にご協力ください

水道管内の水質維持・向上のため、「消火栓」や「泥吐弁」から強制排水することで、にごり水の原因となる鉄さび等を取り除く、洗浄作業を実施しています。

この作業に伴いにごり水の発生が見込まれるお客さまには、事前に作業日時や区域等、洗浄作業に関する情報を記載した「水道管洗浄作業のお知らせ」をポストに投函しますので、洗浄作業中は水道のご使用はお控えください。

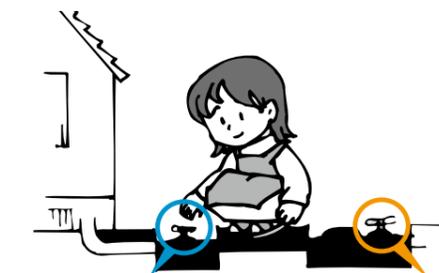
特に電気温水器やエコキュート等の給湯タンク式の給湯機などを設置されているお客さまが、水道を使用されますと、機器にごり水が流入するおそれがありますので、宅内バルブやメーター止水栓等を閉める等のご協力をお願いします。

なお、洗浄作業の対象は道路等の地下に埋設された配水管で、配水管からお客さま宅への引込管(給水管)ではありません。

また、作業終了後はバケツ一杯程度の散水栓(屋外の水まき用)等で水道水を出して確認されるようお願いいたします。

お問い合わせ先 維持管理課 ☎077-528-2609

※散水栓等で水が止まったことを確認して下さい。
 ※洗浄作業終了後の止水栓/バルブの開け忘れにご注意ください。



宅内バルブの閉め方



メーター止水栓の閉め方